

議案第14号

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正
する条例の制定について

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

鶴瀬駅東口整備事務所の所在地の変更等に伴い、富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正
する条例

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第5条中「鶴瀬東1丁目3番7号」を「鶴瀬東1丁目6番39号」に改める。

第8条第2項及び第3項中「施行者」を「市長」に改める。

第9条第2項中「選挙又は」を「選挙され、又は」に改める。

第10条第2項中「令第22条第1項」を「同条第1項」に、「施行者」を「市長」に改める。

第11条第3項中「施行者」を「市長」に改め、同条第7項中「第58条」を「第59条第5項」に改める。

第12条の見出し中「選挙による委員」を「当選人」に改め、同条中「選挙による委員」を「当選人」に、「となるのに」を「となるために」に、「4分の1」を「4分の1以上」に改める。

第13条中「欠員」を「欠員の数」に改める。

第14条中「施行者は速やかに」を「市長は、速やかに」に改める。

第15条中「換地を」を「換地及び清算金の額を」に改める。

第18条中「評価員」の次に「（以下「評価員」という。）」を加える。

第25条第1項中「毎に定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金」を「ごとに法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額」に改める。

第28条中「第103条第2項」を「第103条第2項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。